

# 戦没者遺児の皆さんへ

令和5年度政府補助事業

## 戦没者遺児による慰霊友好親善事業への参加募集のご案内

日本遺族会では、平成3年度より政府の委託ならびに補助を受け、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」を実施しております。この事業は、戦没者遺児に対する慰藉の一環として、父等を国に捧げた戦没者の遺児が、一度は亡き父等の眠る地に赴き心ゆくまでの慰霊追悼を行うとともに、現地の方々との友好親善を深めることを目的としたものです。令和5年度は、裏面の16地域及び3地域（特定地域）を計画しましたので、関係遺児の方々の多数のご参加をお待ち申し上げます。

また、令和5年度より戦争の悲惨さ、平和の尊さを語り継ぐことを目的に、付添者の青年部（戦没者の孫、ひ孫、甥、姪の3親等内親族）には、国から旅費の3分の1の補助\*が認められたので、遺児と共に参加をお勧めします。

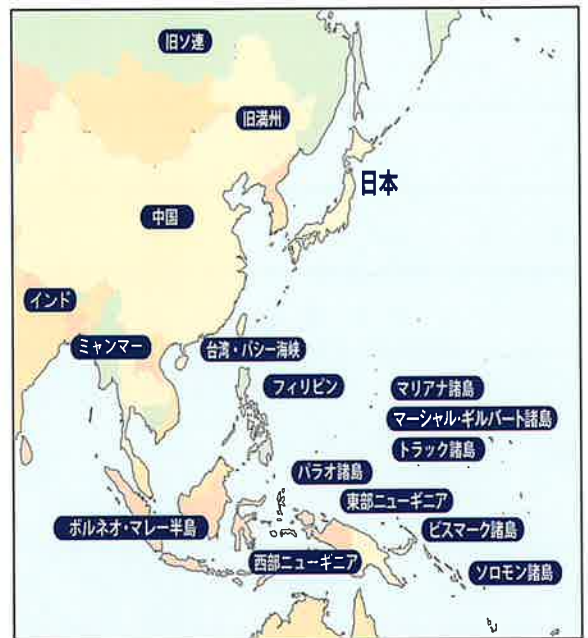
なお、参加希望者が募集人員を上回る場合は、本会にて選考させていただきます。先着順ではありませんが、お申し込みはお早めに願います。

### ■ 参加費

- 10万円 ※集合場所までの往復交通費、帰国時宿泊代、渡航手続手数料等は含まれておりません。  
また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う、日本国内外におけるPCR検査等の費用は個人負担となります。  
※参加費は、燃料費の高騰、円安等諸般の事情により値上げする場合があります。

### ■ 参加資格

- ① 戦没者の遺児  
本事業は、戦没者遺児を対象とした慰霊友好親善事業ですので、それ以外の方は参加できません。  
また、航空機やバス等による長途の移動及び気候風土の異なる諸外国での団体行動に耐えられる健康な方。  
なお、参加者の歩行難、持病等により付添者が必要な方は、ご相談願います。（青年部でない付添者は、全て旅費は自己負担）
- ② 本事業は、今回実施する地域（実施地域周辺の公海上にて戦没された方も含む）以外の方は参加できません。



### ■ その他

- ※実施時期の日数には、東京都内等の集合日が含まれています。（集合場所につきましては、参加者の募集状況により、変更する場合があります）  
※実施時期、日程等につきましては、安全に実施出来ることを第一に相手国の事情等及び新型コロナウイルス感染症の感染状況により変更や取り止めとなる場合がありますので、ご承知おき願います。  
※②の実施地域10、17番のインド、マーシャル・ギルバート諸島は、入域許可取得のため実施日約4ヵ月前の締め切りとします。  
※各地域の班分けについては事務局で行いますので、参加される方は班を選ぶことは出来ませんので、予めご了承下さい。最少催行人員5名  
※青年部付添者の補助は遺児の参加費からではなく実費の3分の1補助となります。

### ■ 申込方法

在住する各都道府県遺族会事務局へ。

◇ ◇ ◇  
◎ 主催 一般財団法人 日本遺族会 （厚生労働省補助事業）

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-5

お問い合わせは 一般財団法人 日本遺族会事務局へ

電話 03-3261-5521

ファクシミリ 03-3261-9191

※本会の事業で得た個人情報、個人情報保護法に基づき保護されます。